

令和6年度決算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」へ、また令和元年10月1日より「8%」から「10%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度大紀町一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 193,316 千円
うち 社会保障財源化分 111,300 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する 531,902 千円
（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名			経費	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国(県)支出金	地方債	その他		
								地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	366,077	226,583	11,000	0	128,494	70,859
		小計	366,077	226,583	11,000	0	128,494	70,859
	児童福祉	児童福祉費	109,503	53,544	30,000	352	25,607	14,121
		母子父子福祉費	3,947	1,569	0	0	2,378	1,311
		小計	113,450	55,113	30,000	352	27,985	15,433
	合計		479,527	281,696	41,000	352	156,479	86,291
衛生費	保健衛生	保健対策費	22,354	595	0	2,015	19,744	10,888
		予防費	30,021	265	0	4,150	25,606	14,121
		合計	52,375	860	0	6,165	45,350	25,009
総合計			531,902	282,556	41,000	6,517	201,829	111,300

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分